児童の家入所条件

(1)入所条件

以下の条件を全て満たす必要があります。

① 下松市内在住で小学校に就学している児童(1～6年生)であること。
② 「(2)入所基準」のいずれかに該当すること。
③ 保護者が「児童の家の利用に関する同意書」に同意していること。

(2)入所基準

内　　容	入　　所　　基　　準	証　明　書　類　等
就　　労	以下の条件を全て満たす場合 ①原則、**週3日以上又は月12日以上(通常)** 就労等により家庭での保育ができない。 ②**保護者の帰宅時間(通常)** **・1～3年生:午後2時以降**(原則) **※1年生は4月中に限り柔軟に対応** **・4～6年生:午後3時以降**(原則) ※夜間勤務は、勤務終了時間に通勤時間と8時間(睡眠時間)を加えた時間が午後2時又は午後3時以降となる。 ③**長期休業期間**(春休み・夏休み・冬休み) 原則、**1日概ね4時間以上、月12日以上**家庭での保育ができない。 ④**土曜日に勤務等がない方は、土曜日の利用不可**(原則) **(ただし、やむを得ない事情で勤務になった等の場合は除く)**	勤務証明書(児童の家用) ※自営業・内職は、勤務証明書と確定申告書控え等の証明ができる書類添付
	⑤同居する親族(4月1日時点の年齢が65歳未満{学生は除く})が、家庭において保育ができないと認められる児童	保育ができないと認められる理由書添付(任意様式)
病　気　等	保護者の病気、負傷、心身に障がいがあることで、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。	申立書 (児童の家用) 傷病等の証明書 障害者手帳の写し
妊娠・出産	保護者が妊娠・出産による一時的な入院等で、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。 ※ 原則、出産予定月とその前後2か月(8月1日出産予定の場合7・8・9月)	申立書(児童の家用) 母子手帳の写し ※保護者名、出産予定日が分かるもの
介護・看護	家族に長期にわたる疾病又は心身に障がいのある者がおり、保護者が常時介護・看護に従事しているため、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。	申立書(児童の家用) 傷病等の証明書 障害者手帳の写し
就　学 職業訓練	以下の条件を全て満たす場合 ①保護者が、就学又は職業訓練を受けており、学校下校後、家庭での保育ができない。 ②受講状況が、**毎月12日以上**である。	① 在学証明書 受講証明書 ② 受講時間、在学期間が確認できる資料
災　　害	火災、風水害などにより児童の居宅を失い又は、破損した場合に、その復旧のため、学校下校後、児童の育成にあたる者がいない。	り災証明書
社会的養護	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所又はこども未来課が必要とみとめる児童	児童相談所又は こども家庭課の意見
そ　の　他	家庭で育成できない特別な事由があること。	こども未来課に相談

(3)利用制限

利用期間	継続して1か月以上の利用が必要な場合。 ※春休み・冬休みを除く
利用制限	① 感染症疾患等の病気にかかり、他の児童に感染するおそれがあると認めたとき。(条例) ② 管理上支障があると認めたとき。(条例) ③ 着替えやトイレ等、身の回りのことが、(概ね)一人ではできないとき。 ④ 保育料(おやつ代等を含む)の滞納があるとき。